



一般廃棄物処分業許可証

許可期間

令和5年5月15日から令和7年5月14日まで

事業の範囲	廃棄物の種類 事業内容	紙パック(事業系) 圧縮分離(中間処理)	木くず・紙くず(事業系) 固形燃料化(中間処理)	紙くず(事業系) 選別(中間処理)
事業の用に 供する施設	長岡京市神足 寺田17番2ほか4筆	産業廃棄物及び一般廃 棄物圧縮減容化施設 (3.2t/日)許可外中間 処理施設(分離施設) 平成15年3月27日設置	24t/日 平成17年12月1日設置	12t/日

条 件

- ・各種関連法規を遵守すること。
- ・市からの指示事項を厳守すること。
- ・乙訓管内の一般家庭から排出されたもの以外の容器包装
廃プラスチックについて固形燃料化することができる。
- ・年度ごとに処分量に伴う実績を報告すること。

所在地 京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7

名 称 株式会社 大 剛

代表取締役 安田 奉春

令和5年5月15日

長岡京市長 中小路 健吾

